

精神障害者福祉の充実を求める意見書

平成5年、障害者基本法によって、それまで主に医療の対象であった精神障害者が障害者福祉の対象として位置づけられ、身体障害者や知的障害者と同水準の福祉施策を整備する根拠が与えられました。しかし、精神障害者に対する福祉施策と、身体・知的障害者に対する福祉施策との間の格差は、現在も解消されていません。

例えば、重度障害者に対する医療費助成制度では、身体・知的障害者の場合、診療科目や入院、通院の別を問わず助成対象となりますが、精神障害者の場合、精神科の通院だけしか助成対象となりません。そのため、医療費の負担から受診を控えるなど、公益社団法人大阪府精神障害者家族会連合会が実施したアンケートでは、精神障害者が経済的に苦しんでいる状況が浮き彫りになりました。

現在、17道県と7政令市で、精神障害者に対し身体・知的障害者と同様の医療費助成制度が設けられており、その努力は評価できますが、こうした制度は、本来、全国一律であることが望ましいのは言うまでもありません。

また、精神障害者に対する公共交通機関の運賃割引制度については、実施するか否かの判断が事業者に委ねられているため、現在、34都道府県と16政令市において一部の路線バスや地下鉄で実施されるにとどまっており、身体・知的障害者が全国的に公共交通機関の運賃割引を受けられる状況とは大きな格差があります。

よって、国会、政府及び大阪府は、身体障害者及び知的障害者と同水準に至るまで精神障害者福祉を充実するため、下記の措置を早急に講じるよう強く求めます。

記

1. 精神障害者に対する医療費助成制度については、身体障害者や知的障害者の場合と同様、重度の者には全診療科目の入院・通院費を助成対象とすること。
2. 身体障害者や知的障害者と同様、精神障害者に対する公共交通機関の運賃割引制度を実施するよう、事業者、関係機関等へ強力に働きかけること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年12月21日

枚方市議会議長 大森 由紀子

〈提出先〉

衆議院議長

参議院議長

厚生労働大臣

国土交通大臣

大阪府知事